

第1章 協働の理念

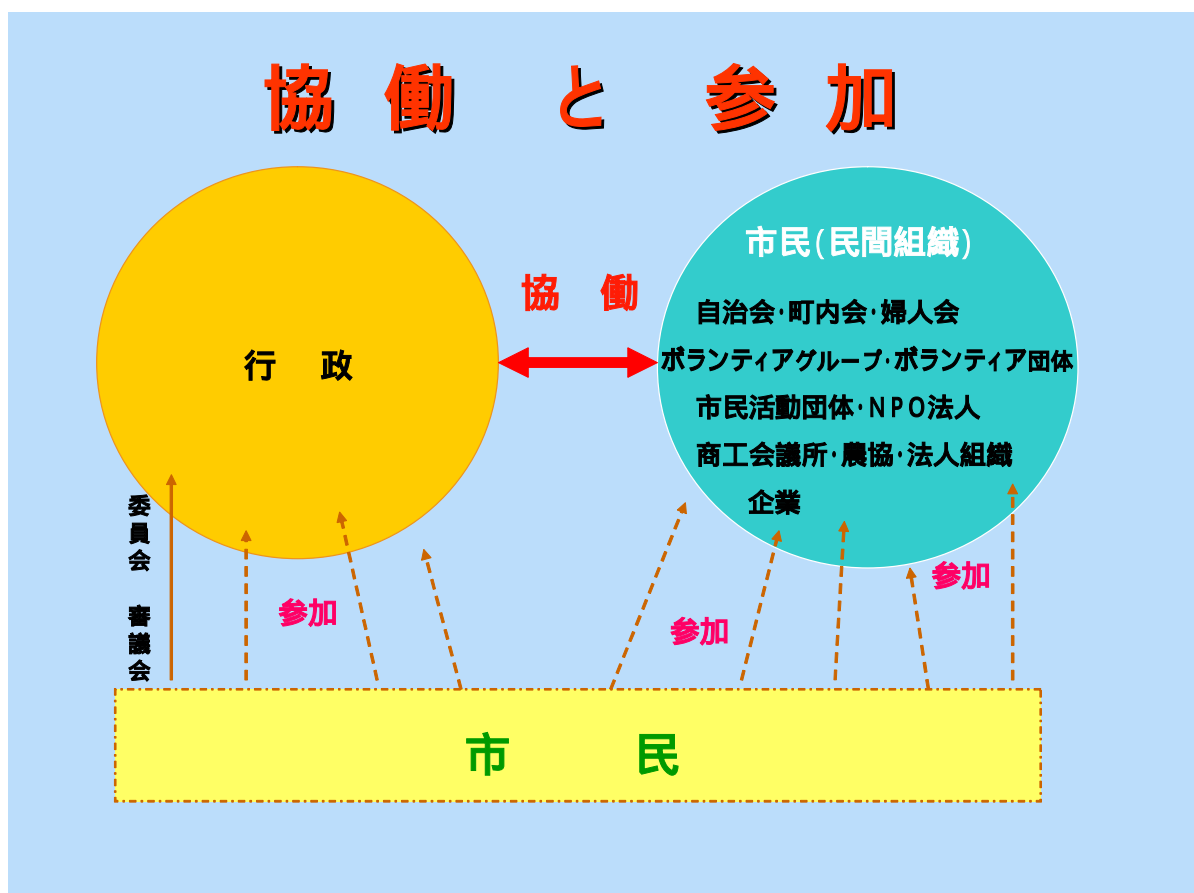
1 協働と参加

(1) 協働とは

協働とは、目的や性格の異なる組織が、共通の社会的な目的を実現するために、それぞれの組織の力を合わせ、特色を生かしながら、対等の立場で、共に考え、共に協力して働くことをいいます。

(2) 協働と参加

参加とは、主として組織や企画された事業等に市民が主体的に加わることや、協力することです。参加は、協働の礎であるとともに、市民のまちづくりへの夢を喚起します。市民の積極的な参加によって、真の協働を進めることができます。



山岡義典「NPOのある社会とは」を参考に作成

2 協働の主体

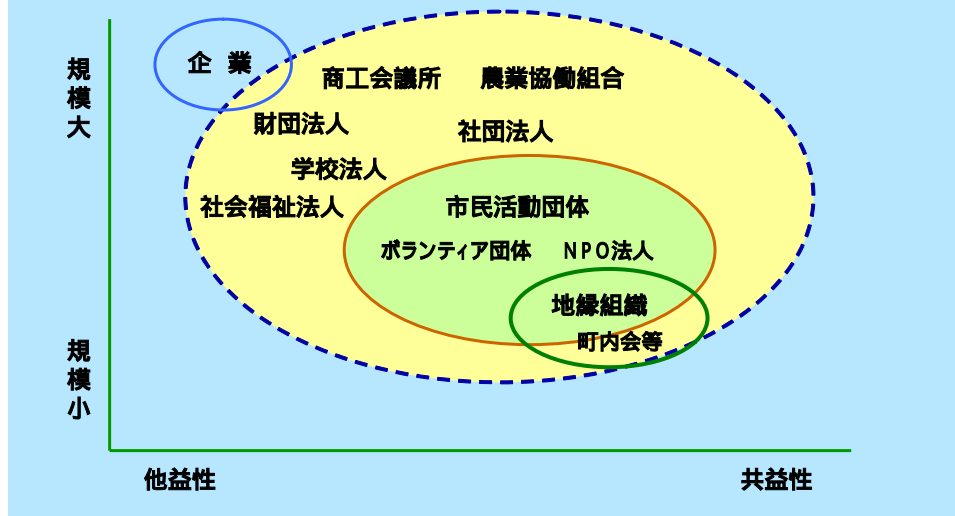
市民と行政の協働は、市民と行政がそれぞれの知恵と責任において、今まで以上に連携を深めながら、まちづくりに取り組むことです。

(1) 市民（民間組織）

行政にとって協働の担い手である市民（民間組織）については、地域に住むすべての人々をはじめ、その所属しているさまざまな組織・団体など、次のようなものが考えられます。

地縁組織	自治会、町内会、婦人会、老人会など地縁によって構成され、従来からまちづくりを担ってきた組織・団体
市民活動組織	ボランティアグループ、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人（特定非営利活動法人）など自発的な公益活動を行う組織・団体
地域産業組織	商工会議所、商工会、農業協同組合など地域に根ざした産業関係の組織・団体
法人組織	社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人など特定の事業の経営や活動を行う組織・団体
企業	会社・事業所など社会貢献活動を行う「企業市民」としての組織

協働のパートナーとしての市民（民間組織）



山岡義典『NPO講座』を参考に作成

(2) 行政

市民と協働してまちづくりをすすめる主体としての行政

3 協働によって期待される効果

協働を行うことによって、質の高いサービスの提供や、地域・組織の活性化が図られるなど、新たな効果が期待できます。

(1) 市民（民間組織）にとっての効果

- ・ 質の高い、きめ細かなサービスが受けられるようになる。
- ・ 市民活動の場が広がり、組織が活性化する。
- ・ 市民活動の目的を実現し、社会的な信用を得ることができる。
- ・ 企業と地域社会との結びつきが強化され、企業の地域での信頼が高まる。

(2) 行政にとっての効果

- ・ 多様化するニーズへの対応と行政サービスの向上が図られる。
- ・ 新たな意識の啓発がなされ、職員の意識改革が図られる。
- ・ 庁内連携が強化され、効率的な行政運営が図られる。

4 協働についての基本姿勢

市民と行政の協働を進める上では、次のような基本姿勢で臨みます。

(1) 地域課題の共有

「市民協働のまちづくり」を進めるには、まちの課題についてお互いがよく理解し、自分たちのまちをこうしたいという思いを共有することが必要です。また、それぞれの特性を尊重し、情報交換するなど相互信頼を深めるとともに、より多くの市民の協力を呼びかけ、周囲の市民の理解と参加を得て取り組むことが大切です。

(2) 市民（民間組織）の姿勢

市民（民間組織）は、行政から事業の助成や委託を受けた場合、公の資金を使うことの自覚をもち、市民に対する説明責任を果たすことが求められます。また、事

業の実施に際して知り得た個人情報の保護に留意することも必要です。

企業は、地域の課題解決に向けて、企業のもつさまざまな資源(知識技術・人材・施設・資金等)を投入する「企業市民」としての役割を果たすことが求められます。

(3) 行政の姿勢

行政は、積極的に情報公開を行い、まちづくりへの市民の理解を求めることが必要です。市民が活動しやすい環境づくり、情報環境の整備、人材の育成など、市民活動の活性化につながる支援を行うことが求められます。

5 協働の原則

協働の取り組みは、事業の企画段階から以下の4つの原則に沿って進めます。

(1) 共有の原則

何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどんな成果をあげるのかという「目標」と、事業遂行の「プロセス(過程)」を共有すること。

(2) 対等の原則

協働の主体は、対等の立場でお互いの立場の違いを理解し、自主性・自立性を尊重すること。

(3) 相互理解の原則

協働の主体は、協働する組織の特性を相互に理解し、組織の特性に応じて役割分担を明確にして連携・協力すること。

(4) 公開の原則

協働に係る行政情報及び市民活動団体の情報は、可能な限り公開し、共有化を図ること。

6 協働の領域

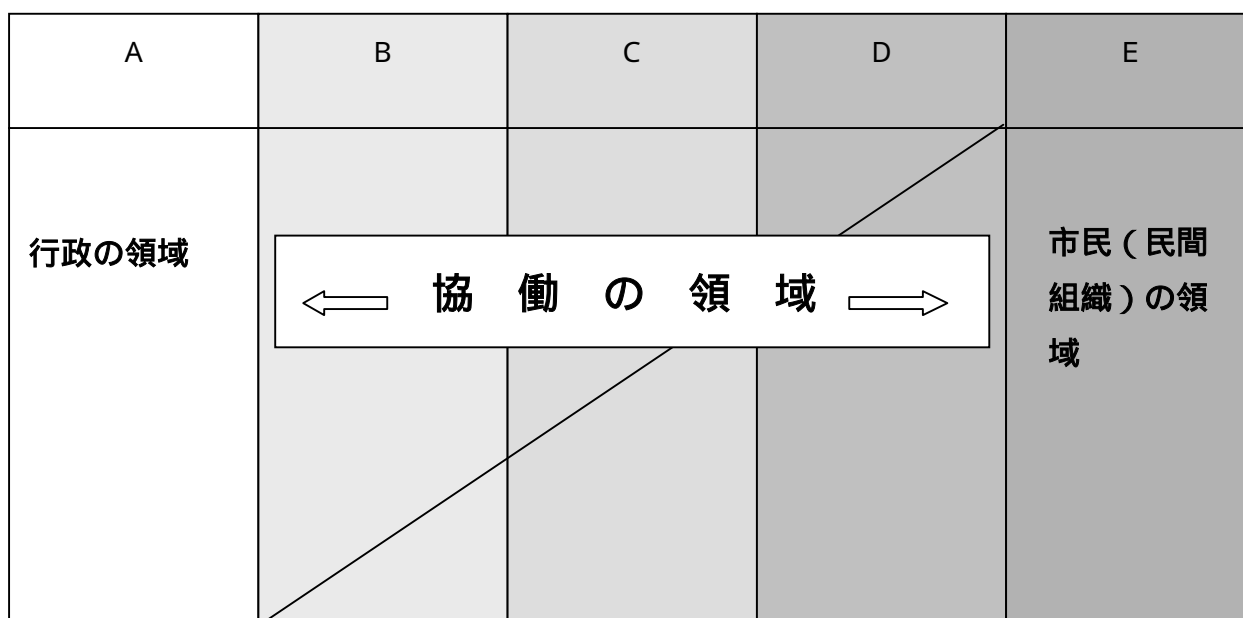
(1) 協働の領域

協働にふさわしい領域については、下図に示すとおりです。

主として市民（民間組織）の主体性のもとに行政の協力によって行う領域から、主として市民（民間組織）の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域まで、協働の場面は、様々な段階があります。

課題を解決するためにどの領域で協働するかについては、協働の手法を勘案してお互いに協議します。

協働にふさわしい領域には、きめ細かな対応が求められる事業、専門性が求められる事業、先駆的な事業、地域性のある事業などがあります。



- Aの領域 行政の責任と主体性によって行う領域
- Bの領域 市民（民間組織）の参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域
- Cの領域 市民（民間組織）と行政がそれぞれの主体性のもとに協働して行う領域
- Dの領域 市民（民間組織）の主体性のもとに行政の協力によって行う領域
- Eの領域 市民（民間組織）の責任と主体性によって独自に行う領域

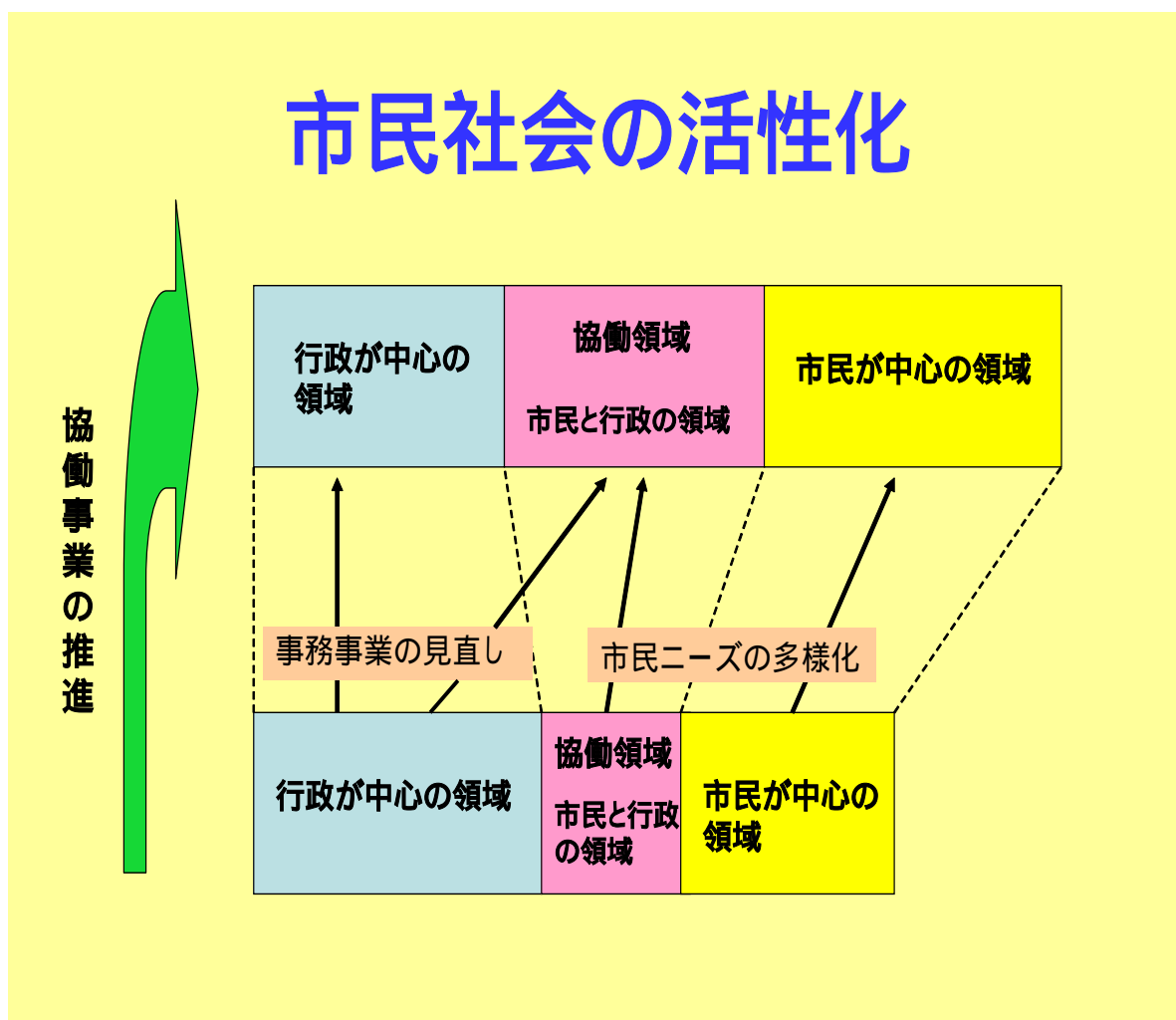
(2) 協働にふさわしくない領域

宗教活動、政治活動、法令又は公序良俗に反する活動、個人に係わる活動、その他公益を害するおそれのある活動は、協働の領域から除きます。

7 市民社会の活性化

協働の取組みは、それぞれの組織の特性も課題も多様であり、多様な形態が考えられます。行政も協働の視点から事務事業の見直しを図り、市民と行政の双方が、事業の目的に最も適切な手法を選択し、協働事業に取り組むことによって、市民のまちづくりへの参加の喜びや満足感が高まり、市民の間に新たな協力関係や実施手法が生み出され、まちづくりに対する考え方の変化が期待されます。

このように、市民と行政が協働事業を積み重ねることによって、それぞれに新たな創造と発見が期待されます。さらに、協働の主体としての市民の自主性と社会性が育まれ、協働意識が明確になることによって、市民社会の活性化が期待されます。



第2章 協働の基盤づくり

1 協働意識の醸成

協働の基盤づくりで大切なことは、市民が「自分たちのまちを、自分たちで創り、育てる」という自治意識のもとに、主体的に「まちづくり」に参画し、市民も行政も共に協働意識を高め、「市民協働のまちづくり」を進めていくことです。

(1) 協働意識の醸成

市民の協働意識の醸成

市民の協働意識を醸成するためには、まず市民相互の連携を強めることが必要です。地域においては、地縁組織と市民活動団体が、地域の課題や将来像について意見交換できる場が必要です。

行政職員の協働意識の醸成

市民との協働を促進するため、行政職員は地域のあり方や市民協働のまちづくりについて認識を深める必要があります。また、行政職員は市民活動団体の理解に努め、お互いの違いを認識し、市民との協働事業に取り組むことによって、地域の課題を捉える目を養うこと、また、事業実施にあたっての諸課題を調整する能力を養うことが求められます。

情報の共有

市民も行政も協働意識を高めるためには、お互いの情報を共有することが大切です。市民活動団体の活動情報や行政のまちづくりに関する情報がわかりやすく公開される仕組みを整備し、共通理解を深めることが必要です。

協働事業の実施

協働事業の事例を積み重ねることによって、まちづくりに参加・参画する市民が多くなります。そして、実践活動・体験の中から、組織づくり、事業実施の方法、市民への参加の呼びかけなどについて、市民自らが学ぶことによって、より一層の協働意識の醸成につながります。

(2) 協働意識の啓発

研修会・フォーラム等の開催

市民と行政が共に協働意識を高めるためには、地域課題の解決や魅力あるまちづくりについて一緒になって考える研修会やワークショップ（体験講習会）、協働のまちづくりフォーラム（公開討論会）等を開催することが有効です。

行政は、市民協働庁内推進会議や職員研修会などを通して、協働事業の先進事例や実践例を学ぶことにより、協働について理解を深めることが必要です。また、市民活動団体には、活動の活性化やネットワーク化の促進につながる情報提供や組織の運営に役立つための研修等が必要です。

協働のルールの周知

協働のルールについては、フォーラムや研修会、協働事業の事例紹介、協働事業の実践を通して、共に理解を深めることが大切です。

2 まちづくり情報の発信・交流

(1) 広報紙の発行と交流

市民活動団体がつながりを持ち、相互に交流することやまちづくり情報紙を発行することも大切です。ネットワークを活用した交流により、個々の団体の活性化と満足度が高まります。

(2) 新しい情報システム

市民の自主的・自発的なまちづくりを応援し、市民と行政の協働を進めるためには、IT（情報通信技術）を活用して、市民活動団体の情報交流を促進することが必要です。そのためには、市民活動団体が情報発信できる場、相互に情報交流できる場、活動内容や現在の動きを知る場などが必要です。

「新しい情報システム」には、次のようなことが求められます。

- ・必要な情報が気軽に検索でき、利用しやすいこと
- ・市民活動団体、行政等の最新情報がわかること
- ・関連情報とつながりがあり、市民活動団体の情報がすべてわかること
- ・市民活動団体の情報発信が簡単にできること
- ・双方向の情報交換ができる、わかりやすいシステムであること

新しい情報システムが有効に機能するためには、市民活動団体相互の理解と参加が必要であり、情報格差を解消するためのIT講習も必要となります。

3 市民活動への支援

(1) 市民活動団体への期待と支援

協働のまちづくりを推進するためには、明確な目的をもってまちづくりを担う市民活動団体が、数多く組織される必要があります。

行政には、市民活動団体の組織化と自立を促すこと、また、市民の先駆的・創造的な活動を支援することが求められます。

(2) 市民活動の拠点

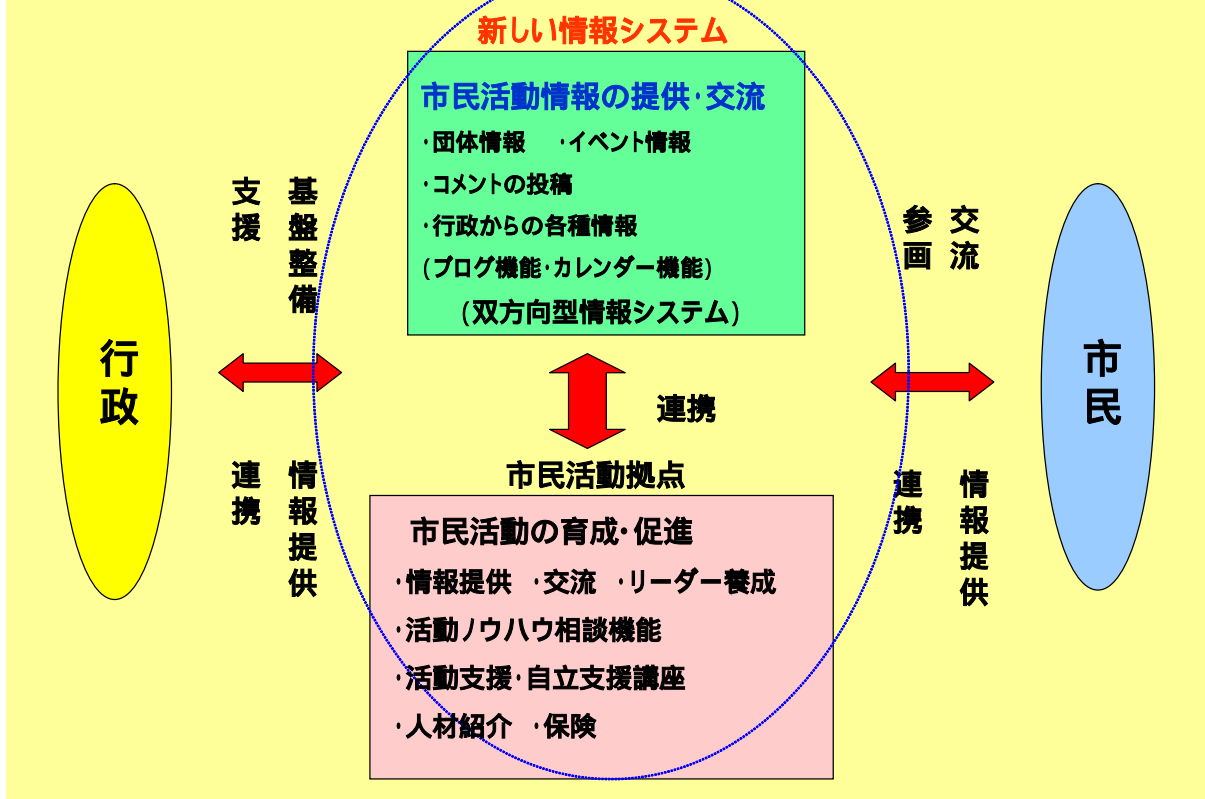
市民と行政の協働を推進する上で、市民活動団体が活動を展開する拠点の確保が不可欠です。

活動拠点の機能として、市民活動団体の情報の登録・提供・管理をはじめ、情報の検索や文書の作成がいつでもできるパソコンの常設、印刷物の作成や打合せができるような作業空間、交流・研修の場の確保と、相談、各種講座の開催等があります。

また、市民活動団体が直面している様々な課題について、その解決のための情報・技術の提供、人材の紹介など、市民活動を支援するための人材や拠点の運営を支援する民間の組織も必要です。

高岡市では、多くの市民が参画してボランティア活動を展開する拠点施設として、高岡市ふれあい福祉センター内に「高岡市ボランティアセンター」を開設しています。一方、自治会やNPO法人は主に市民協働課が窓口として支援する等、各分野の市民活動はそれぞれの市関連部局で対応・支援しています。今後、ボランティアセンターがより幅広く市民活動団体との連携・協働を進めていくためには、ボランティアセンターの機能の拡大と、市民活動関連部局との連携・強化が必要です。

市民活動の拠点



(3) 公共サービスへの参入機会の提供

行政が提供している公共サービスについては、その提供方法の見直しや改善を図ることが必要です。市民活動団体が公共サービスに参入する機会の拡大を図ることによって、市民活動団体の特性を活かして利用者本位の公共サービスの提供が可能になります。

(4) 保険の研究・情報提供

市民が安心してまちづくり活動を行うため、行政は社会貢献活動を対象とする保険について調査・研究し、活動内容に応じた保険についての情報を提供することが求められます。

第3章 協働事業の実施と評価

1 協働事業とは

協働事業とは、行政と市民（民間組織）が「共有」「対等」「相互理解」「公開」の4つの原則に基づいて実施する社会貢献事業（市民主体のまちづくり事業）をいいます。

協働事業の分野は、多岐にわたっており、協働の主体が企画段階から参画し、課題を共有し、役割と責任を明確にして実施することが求められます。また、透明性の確保の観点から事業の過程を公開し、その成果を評価して次の事業に活かすことが必要です。

（1）協働事業の分野や活動

高岡市では、福祉、環境保全、観光・景観、防犯・防災、芸術・文化・スポーツ、施設管理、情報通信技術、国際理解・交流、地産地消・消費生活、イベント活動等、多岐にわたる分野で協働事業が実施されています。今後、地域課題や市民ニーズの多様化により協働事業も増加し、分野が拡大していくと考えられます。

（2）効果が期待できる協働事業

効果が期待できる協働事業としては、次のようなものが考えられます。

- ・ 特定の地域に密着して実施されるもの
- ・ 一定のエリア（区域・地域）で住民が連携して実施されるもの
- ・ 多くの人々の参加を求めるもの
- ・ 行政が着手したことのない先駆的なもの
- ・ 専門的なサービスを必要とするもの
- ・ 制度の隙間を埋めるような、きめ細やかな対応が求められるもの
- ・ 市民が主体的に活動することが求められるもの

（3）協働事業の形態・内容

公的施設の管理運営や企画に関するもの

市民活動団体の持つ柔軟な発想や専門性を活かすことにより、利用者である市民のニーズに対応した満足度の高い施設になることが期待できます。

特定の地域の課題解決に関するもの

中心市街地の活性化や環境保護、公園・広場づくり等、地域の実情に合わせ、

地域住民の知恵と協力を必要とする事業に効果的です。

各種イベントに関するもの

企画段階から市民活動団体が参画することにより、斬新な発想で、柔軟で多様な事業展開が期待できます。

講座・講習会の開催に関するもの

市民活動団体の豊かな経験や知識・技術、人的ネットワーク、事業運営のノウハウ（技術・知識）は協働に適しています。

調査・研究に関するもの

特定の地区または分野を対象とする調査等については、市民活動団体のもつ専門性や柔軟性、機動力を活かした、きめ細かい調査・研究が期待できます。

マンパワーが必要な分野に関するもの

幅広い市民の組織力、地域住民の協力は、清掃、環境美化活動、防犯・防災活動等、多くの市民の協力を必要とする事業に効果的です。

広報・啓発に関するもの

市民活動団体のもつ幅広いネットワークやビデオづくりなどのノウハウ（技術・知識）は、広報啓発に関する事業に効果的です。

外部診断・評価に関するもの

行政が行う事業やサービスについて、行政とは異なる市民の視点に基づいた的確な評価が期待できます。

政策形成に関するもの

高い専門性や地域性を持ち、実践活動を行っている市民活動団体は、効果的な政策提案を行うことが可能であり、政策形成段階からの参画を求め、協働を行うことは有効です。

(4) 協働になじまない事業

布教など宗教的なもの、選挙活動など政治的なもの、法令または公序良俗に違反するもの、市民が望まないもの等は、協働になじまないものと考えられます。

(5) 協働事業の実施にあたっての留意事項

相互理解

協働事業の実施に際しては、協働の4つの原則を確認し、協働の主体同士が相手の活動内容やその特性、もてる力などを相互に理解することが大切です。

特に行政は、市民の自由な発想を大切にし、受け入れる姿勢が必要です。

事業実施に向けての協議

協働事業の手法の選定にあたっては、協働の主体同士がお互いの情報を交換し、スケジュールや双方の特性を活かす役割分担をはじめ、協力体制の確認など、細部の打ち合わせを行い、最も効率的・効果的な手法を協議して選定します。

協働事業の実施に向けては、初期段階での協議が最も大切であり、十分な打ち合わせが必要です。

協定・契約の締結

事業内容を相互に確認して事業を実施するため、協定書又は契約書を締結します。協定書には、事業目的、役割分担、責任の分担、事業費、実施期間、法律の遵守などの確認事項を記載します。

委託の場合は、仕様を定めた契約書を取り交わして実施します。

2 協働の手法

協働の多様な形態に対応するための行政手法は、次のような方法がありますが、行政は、考え方を明確にして実施する必要があります。

(1) 補助・助成

市民活動団体が主体的に行う事業で、きめ細やかで先駆的な事業に行政が資金を提供するもの。財政基盤の弱い団体の自主的な活動を支援するもの。

(2) 共催

市民活動団体と行政が共同で一つの事業を行うもので、市民活動団体の持つノウハウ（技術・知識）やネットワークが活かされます。

(3) 委託

本来行政が行うべき事業について、市民活動団体が持っている技術や専門性、ネットワークが求められる事業に行政が資金を提供するものです。事業の実施主体は行政であり、事業の責任や成果も行政にあります。

(4) 後援

市民活動団体が行う公益性が高い事業に対して、行政が後援名義の使用を認めて支援するもの。

(5) 事業協力

市民活動団体と行政が、共通の目的推進のために、一定期間、公共施設の無償貸与や事業推進に関する情報提供など、対等な立場で協力するものです。

協定書を取り交わす場合は、取組みの目的、役割分担、責任の範囲、経費負担、事業期間などを取り決めておく必要があります。

(6) その他

協働の主体・手法も多様な組み合わせがあり、行政の支援の方法も実情に応じたものが求められます。

3 市民提案型協働モデル事業

市民提案型協働モデル事業は、市民（民間組織）の自由な発想による提案事業を募集し、提案団体と行政の双方が、企画段階から知恵を出し合ってまちの課題解決に取り組む事業で、良い実践事例となるような事業です。協働推進の初期段階において、市民と行政が協働の理解を深めるために効果的な事業として実施するものです。

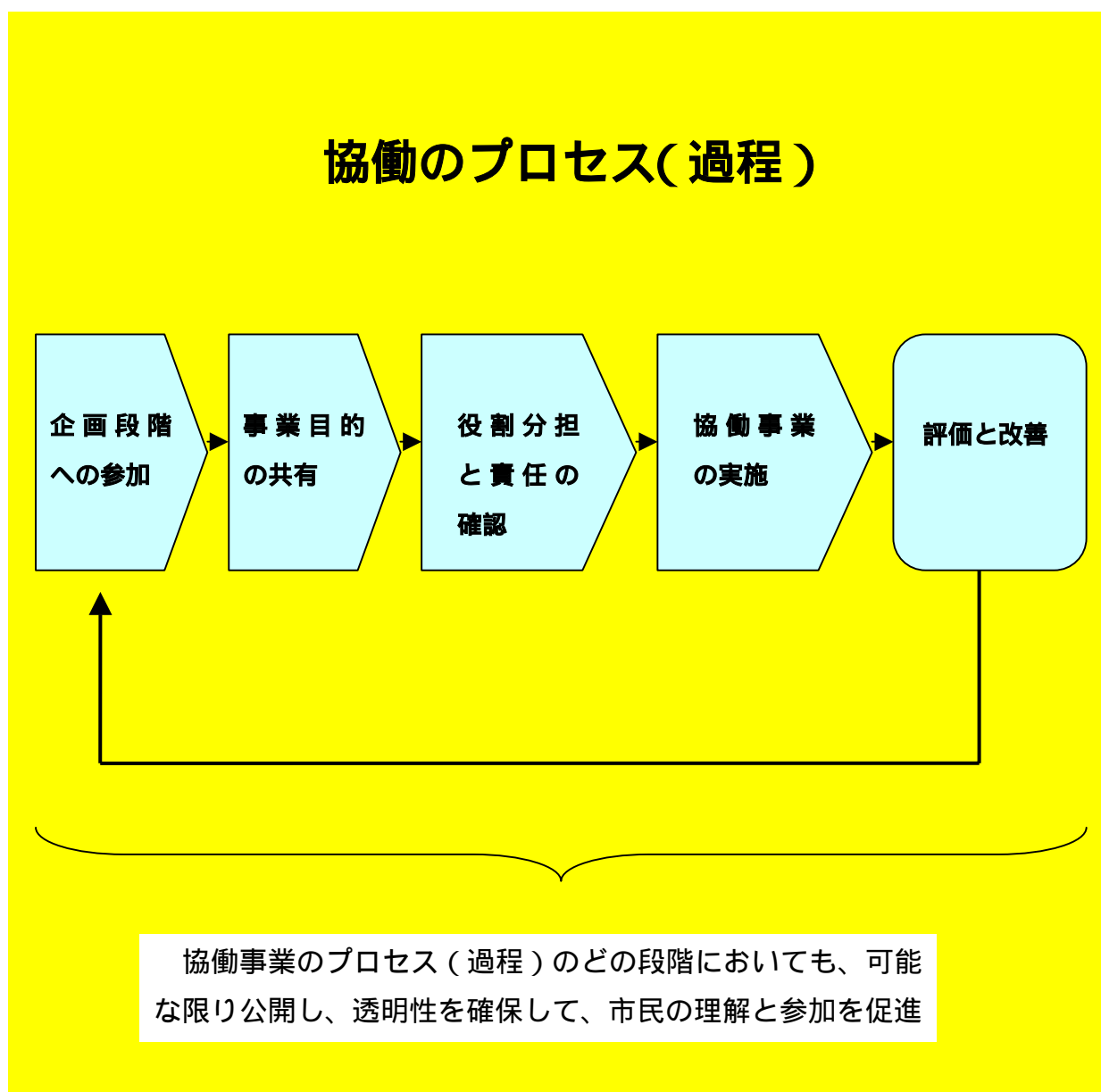
協働の実践モデルを広く公開することによって、協働事業の理解が深まります。また、協働事業の実践を積み重ねることによって、市民と行政の協働が円滑に推進され、新しい公共サービスの創出が期待されます。

4 協働事業のプロセス（過程）の公開と評価

（1）協働のプロセス（過程）の公開

事業の企画段階から双方が持っている情報を公開・共有することにより、事業が必要とされる地域の関心や理解が深まります。地域の実情を知り、現場からの提案、参加を得ることにより合理的な判断ができるようになります。また、地域課題をより多くの市民と共有し、課題解決に取り組むことによって、人々の主体的な課題解決能力や自治意識を高め、協働を促進します。

協働事業の取り組みについては、広く公開することにより市民の理解と参加が促進されます。



(2) 事業評価

事業の実施後においては、実施主体がそれぞれの立場から協働の効果や相互の関係を検証する自己点検を行います。それから双方で点検結果を持ち寄り、成果、改善点等を検討し、その結果を次の事業展開や他の協働事業の参考として効果的に活かします。

点検項目としては、次のようなものが考えられます。

- ・「共有」「対等」「相互理解」「公開」の原則を尊重して実施できたか
- ・協働事業の直接的なねらいは実現できたか
- ・協働の手法は適切であったか
- ・協働による事業効果があったか
- ・予算は適切であったか
- ・受益者・事業実施者が共に事業を通じて十分満足を得られたか
- ・市民の理解や参加が得られたか
- ・行政内部での理解や協力が広がったか
- ・ネットワークが広がったか
- ・相手への信頼が高まったか
- ・今後の事業の推進に役立つ知識やノウハウ（技術・知識）を蓄積できたか

また、事業の対象とする地域やグループ・市民などの「受益者」が、事業を通じて満足を得られたか、事業によるメリット（利点）を受けることができたかを点検し、事業の成果を把握する必要があります。

当事者評価に加え、事業の成果を公開し、評価を受けることにより、協働に対する理解を深め、成功体験が次につながるよう、事業の公開性・透明性を高めることが重要です。

事業の評価は、協働による事業の質や効果を高め、協働を地域に広げることを目指します。

(3) 協働事業の評価と改善

これまで実施された協働事業について、事業の分野、事業手法、組織づくり、実施方法などをまとめた協働事業事例集を作成して、市民の関心や理解を深め、今後の市民参加と事業展開につなげていくことが必要です。

また、まちづくりフォーラムなどの機会を活用して協働事例の発表・報告会を開催し、事例を広く市民にアピールし、協働事業について理解を深めることも大切で

す。

第4章 協働の推進に向けて

1 協働を推進する体制

(1) 庁内の推進体制

協働のまちづくりを推進するためには、全庁的に協働を推進する体制が必要です。

高岡市では、職員の協働意識の醸成と庁内の共通認識を図るため、「高岡市市民協働庁内推進会議」を設置し、庁内の連携強化に取り組んでいます。

具体的には、協働事業を実施するすべての課・室の長が協働推進員、また、各部署の主管課長が協働調整員として部内の調整を図り、協働を推進しています。複数の部局にまたがる協働事業については、関係課でプロジェクトチームを編成し、市民協働課がコーディネーターとなって対応しています。

この会議において、職員の研修をはじめ、協働事業の検証や事例研究が行われ、これまで実施してきた協働事業の経験が、今後実施される協働事業に活かされることが期待されます。

また、協働推進・市民活動担当窓口の整備・充実が求められます。

(2) 市民と行政の推進体制の整備

市民と行政の協働推進に向けて、協働のまちづくりを進める市民が連携し、行政とともに「協働のルール」に基づき、必要に応じて話し合いの「場」を設定することが望まれます。協働事業を推進している市民活動団体やノウハウ（技術・知識）を持っている団体、これから協働事業に取り組もうとしている団体などと行政が意見交換し、協働を進めるうえでの議論を積み重ね、課題を解決していくことが必要です。

このような場において、市民と行政の市民活動の拠点施設のあり方や支援、新たな市民活動情報システムの活用策など、様々な課題を把握・分析し、より質の高い協働を推進することが求められます。

2 人材の育成

市民協働のまちづくりを推進していくため、課題に対して専門知識や経験やノウハウ

を持ったリーダーを育成していく必要があります。

そのため、行政は、日頃から市のホームページ等で協働に関する講座・セミナー等の情報の紹介に努めるとともに、リーダーを育成するための科目を選定し、継続して研修を実施していく必要があります。

各種セミナーやフォーラム等に専門家を招き、啓発の機会を提供することや協働事業を実践している人の体験談などを聴く機会を提供すること、まちづくりフォーラム等の機会を通じて様々な活動をしている人々と意見交換することも有効です。まちづくりに係る人材の育成は時間を要するため、協働事業を一つ一つ積み重ねる中で、人材を育成していく必要があります。

また、協働事業を行う場合、事業開始前の段階から事業終了後、評価を行う段階まで、市民と行政の間に立って、相談や意見調整等を行う経験豊富でノウハウ（技術・知識）を持った協働コーディネーターの存在が求められることから、今後、その育成が必要です。

3 協働のルールの見直し

協働のルールについては、機会あるごとに周知を図り、広く市民に理解を深めてもらうことが必要です。ルールの内容については、市民と行政の双方が継続して実践を積み重ねて検証し、常に新しい視点で、社会の潮流の変化に応じて不断に見直しを図り、より多くの市民が「まちづくり」に参画することができるよう改善に努めることが必要です。

第5章 課 題

市民協働のまちづくりを進めるため、市民（民間組織）と行政は、それぞれの課題に真摯な姿勢で対応することが求められます。

1 市民（民間組織）の課題

（1）市民活動組織の課題

市民が主役のまちづくりを進めるためには、ボランティア団体やNPO法人など市民活動組織が豊かな経験や先駆的な発想を活かし、それぞれの分野で能力を発揮し、自立して活動することが必要です。

また、団体相互の連携と市民参加の促進を図り、市民活動の裾野の拡大と住民自治の充実に努めることが重要です。

市民活動組織の自立

市民活動組織は、活動の目的や理念を明確にし、継続的な事業展開をすることが求められます。中・長期的な計画のもと、日ごろから活動目的を遂行するための知識や事業遂行に関するノウハウ（技術・知識）などの能力を磨き、経済的にも自立して活動することが必要です。地域社会の課題を協働して解決する主体にふさわしく、自立して独自の事業を展開できる市民活動組織が数多く育っていくことが、地域力を高めていくためにも重要です。

事業遂行能力

市民活動組織が事業を確実に実施するためには、組織体制の整備と併せて、契約事務や事業計画・報告書作成等の実務能力の向上も必要です。企画立案能力や事業遂行能力を高めていくことが重要です。

市民活動組織の連携

一つの市民活動組織だけでは解決できない大きな地域課題に取り組むためには、複数の市民活動組織相互が連携・協力して、それぞれに資源（労力、ノウハウ、資金、用具・資材等）を持ち寄って取り組むことが必要です。

情報の公開・提供

市民活動団体は、自らの活動目的や組織・財務状況等を明らかにし、団体運営や活動に関する情報等を積極的に公開・提供していくことが必要です。情報を公開し活動の輪を広める活動を行うことによって、多くの市民の理解を深め、市民参加の促進と活動の拡大につながります。

(2) 地縁組織の課題

これまで、地域の運営や共同管理は、地域的まとまりをもつ自治会・町内会を中心とする地縁組織を中心になされてきました。少子・高齢化や情報化が進み、市民の生き方や求める公益的サービスも多様化している今日、市民協働のまちづくりを進めるためには、市民にとってもっとも身近な地縁組織の役割がこれまで以上に重要になっています。

地縁組織と市民活動組織の連携

福祉、教育、文化、環境、防災・防犯等地域の様々な課題に対し、地域住民と行政が協力して取り組むことから、地縁団体への依頼事項が多岐にわたり、事業や人材が重複する等対応が煩雑化している現状があります。

地域力を高めていくためには、従来の地縁団体と地域のボランティア団体やテーマを持って活動している市民活動組織など多くの組織が連携・協力し、自分たちの住んでいる地域の課題について話し合う「場」を設け、地域課題を共有し、その解決に向けて自ら意思決定して実践することが必要です。地域住民の合意に基づいた実践活動の積み重ねが、住民の支え合いと地域づくりを発展させます。

リーダーの育成

現在、地域においては、役員の高齢化とともに壮年層のリーダーが育っていない課題があります。地域活動が発展、継続していくためには、活動が特定の人に偏らず、定期的に交代しながら、多くの地域住民の参加と協力を得て取り組むことが求められます。地域のニーズや潜在的な問題を掘り起こすためにも、地域住民や地域の各種団体と積極的な交流と連携を図り、地域の人材を発掘することが重要です。

(3) 企業の課題

企業は、地域社会の構成員であり、企業市民として位置づけられます。協働の主体として、企業の社会貢献的な活動（資金提供、文化・スポーツ施設等の開放、専門的な技術力・人材を環境保護等の課題解決に活かす等）は、企業のイメージアップとともに地域を活性化します。また、企業が積極的に市民活動に参画することによって、協働のまちづくりを促進させ、地域での信頼を高めます。

2 行政の課題

多様化する市民ニーズに対応していくため、行政は、限られた財源を有効に活用し、あらゆる分野の事業について、サービスの内容、費用対効果などについて検討して事務事業の見直しを図るとともに、市民が公共サービスに参入する機会を提供して、協働事業の拡大を図ることが求められます。

(1) 市民と行政の役割分担の見直し

これまで、公共サービスは行政が担うとされ、市民はその受け手とされてきましたが、行政需要が多岐にわたり、市民が求めるサービスも多様化しています。新たに生じてきた多様な市民ニーズを、市民との協働により解決する一方、行政が担う仕事、市民が担う方がよい仕事と、「協働」の視点から市全体の事務事業の見直しが求められます。

(2) 職員の意識改革

職員については、協働意識を高め、市民活動と協働に対する基本的理解を深め、質の高い行政サービスの提供を心がけることが大切です。

職員には、自ら市民との協働を意識し、市民サービスを優先して、質の高い行政サービスを追求する姿勢が求められます。

(3) 市民活動拠点の整備と公共施設の開放

行政には、ボランティア・市民活動を支援し、まちづくりを担う市民活動団体を育成することが求められており、協働を推進する環境を早急に整備することが必要です。その一環として、市民活動団体がお互いに交流・協働し、地域課題を解決する市民活動の拠点の整備をはじめ、公民館等の公共施設についても広く市民活動に

活用しやすいような機能の充実、管理形態・利用規制の緩和が望まれます。

(4) 拠点施設の連携

協働にあたっては、行政も積極的に基本的な情報を公開し、誰もがその内容を確認できるようにしておく必要があります。施策に関する情報や協働事業に関する情報、市民活動支援情報等を市の拠点施設において公開・発信することで、地域全体の市民活動や市民と行政の協働に対する理解と信頼が深まります。

ボランティアセンターや男女平等推進センター、生涯学習センター等、市民が直接活動を行っている拠点施設も情報の発信・交流と共有化に努めることが重要です。

また、これらを効果的に行うためには、情報の発信・交流支援の「場」を行政が提供し、市民の手で運営できるようにすることです。このような情報の発信・交流が実現することにより市民活動が活性化し、協働のまちづくりが促進されます。